

総 総 発 第 138 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市公文書等管理委員会
委員長 鈴木 桂 樹 様

熊本市長 大 西 一 史

公文書の管理の在り方について（諮問）

公文書は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民の皆様が主体的に利用し得るものであり、また、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用を図り、市政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民の皆様に説明する責務を全うするものであると考えています。

つきましては、これからの本市の公文書の管理の在り方について、熊本市公文書管理条例第38条第2項の規定に基づき諮問いたします。

委員の皆様におかれましては、公文書及び特定歴史公文書等（以下「公文書等」という。）の保存や市民の皆様の利活用の観点を含め、客観的かつ専門的な立場からご審議いただきたく存じます。

諮問事項

- 1 公文書の集中管理の在り方
- 2 特定歴史公文書等の適切な保存及び市民利用の在り方
- 3 上記を満たすために必要とする適切な環境整備について
- 4 その他必要な事項

(理由)

公文書の管理の在り方について

本市では、令和3年(2021年)4月に熊本市公文書管理条例(令和2年条例第60号)(以下「条例」という。)を施行し、「公文書は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源」と位置付けており(条例第1条)、公文書等の適正な管理及び保存に努めているところです。

しかしながら、平成28年の熊本地震及び新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、行政からの通知文や市民の皆様からの申請書等の公文書が大量に発生し、今後も増える見込みであります。また、その公文書の種類も多様であり、発生量も膨大であることから、公文書の種類に応じた適正な管理及び永久保存を含めた保存期間内の適切な保存が必要であると考えています。

本市の諸活動を現在及び将来の市民の皆様に対して説明責任を果たしていくにあたっては、公文書を対象とする情報公開制度や特定歴史公文書等を対象とする利用請求制度の両制度により図られることとなり、それらの制度が機能するためには、当然ながら公文書等が適切に作成、保存され管理されていることが不可欠であります。

つきましては、本市の公文書の管理の在り方について、熊本市公文書等管理委員会へ諮問させていただき、各委員の皆様には、客観的かつ専門的な立場から様々な視点で次の事項を中心にご審議いただきたいと存じます。

第一に、公文書の集中管理の在り方についてご審議をお願いします。

先に述べたとおり、平成28年熊本地震等の発生に伴う公文書が大量に発生し、令和2年3月の調査において、公文書を保存する文書保存箱(縦29.5cm、横42cm、高さ33cm)の量が本市全体で約8万箱という膨大な量となっています。そのため、市役所本庁舎の地下書庫や各区役所、各まちづくりセンター、各土木センター等の様々な場所に各課が分散して保管しており、また、どの保管場所も慢性的に余剰スペースが不足している状態となっています。

また、ハザードマップ上、水害等の危険性がある場所に保管されている公文書も存在しており、歴史的に重要な公文書が汚損、流失してしまうといった恐れがあります。

なお、条例第7条第2項には、「実施機関は、文書ファイルの集中管理の推進に努めなければならない。」と規定しています。この集中管理は、公文書の不適切な保存環境による劣化や組織改編に伴う執務室の移設等に係る散逸の防止、公文書移管業務の円滑化に資するものであります。

このようなことから、公文書の集中管理の在り方についてご審議をいただきたいと存じます。

第二に、特定歴史公文書等の適切な保存及び市民利用の在り方についてご審議をお願いします。

条例第14条第1項には、「市長は、特定歴史公文書等について、第36条の規定により廃棄される場合を除き、永久に保存しなければならない。」同条第2項には、「市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、選別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。」と規定しており、特定歴史公文書等は、永久的に保存することを義務付けています。

また、条例第15条第1項には、「何人も、この条例の定めることにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。」と規定しており、公文書の開示にあたっては、情報公開制度が適用されますが、特定歴史公文書等の利用請求に対しては、現在、総務局行政管理部総務課内となっています。

このようなことから、市民の皆様が市民共有の知的資源である公文書等を利用し得るようにするため、デジタル化を見据えた特定歴史公文書等の永久的な保存の方法や閲覧や利用といった市民の皆様の利活用等の視点から、特定歴史公文書等の保存及び利用環境についてご審議をいただきたいと存じます。

第三に、上記一、二を満たすために必要とする適切な環境整備についてご審議をお願いします。

公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条には、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定されています。

このようなことから、公文書の集中管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び市民の皆様の利用等を満たすために必要とする適切な環境整備についてご審議をいただきたいと存じます。

更に、市民共有の知的資源である公文書を適正に管理していくための人員の配置や必要とする資格等についても併せてご審議いただきたいと存じます。

以上の点を中心に、公文書の管理の在り方についてご審議をお願いいたします。